

エジプトの民主化とイスラーム運動 ムスリム同胞団の政治参加を中心に (現状分析)

著者	横田 貴之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	現代の中東
巻	42
ページ	18-39
発行年	2007-01
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005741

エジプトの民主化とイスラーム運動

- ムスリム同胞団の政治参加を中心に -

横 田 貴 之

はじめに

- I ムバーラク政権下の民主化と民主化運動
- II 2005年人民議会選挙とムスリム同胞団
- III ムスリム同胞団の議会活動
- IV ムスリム同胞団の民主化運動と政治参加の目的
むすびにかえて

はじめに

2005年はエジプト政治にとって大きな変動の一年であったといえよう。同年前半は、民主化運動が都市部を中心にエジプト各地に拡大し、反ムバーラク大統領(Muḥammad Ḥusnī Mubārak 在任1981年)のスローガンを唱える街頭デモが頻発した。民主化運動高揚のなかで、民主化や政治改革をめぐるさまざまな議論が行われ、それまでムバーラク政権下で停滞状況にあったエジプト政治の民主化は、新たな局面に向けて動き出した。同年9月にはエジプト史上初めてとなる複数候補者による大統領選挙が実施された。その後、11～12月には人民議会選挙が実施され、与党国民民主党が第一党の議席を確保する一方、同国最大のイスラーム運動であるムスリム同胞団(Jam'iya al-Ikhwān al-Muslimīn, 以下、同胞団)^{注1)}が議席の約20%を獲得する躍進を遂げた。現在の同胞団は実質的な第一野党とし

て活発な議会活動を行っている。

本稿では、このように新たな局面を迎えたエジプト政治、および同胞団の政治活動について論究することを主な目的とする。本稿の具体的な目的は次の2点である。

第1に、2005年のエジプトにおける民主化運動高揚について、同胞団の政治活動を中心に概観・整理すること。特に、同胞団の人民議会選挙への参加、および民主化・政治改革に関する議会活動を中心にその実態を明らかにする。

第2に、それを踏まえて、同胞団が民主化運動や政治改革に積極的に取り組む理由、同胞団が人民議会選挙において政治的伸張を遂げた要因について検討すること。

なお、本稿では、同胞団運営のウェブサイト、機関誌などにおける声明や関連記事を主要な資料として用いる。また、筆者がこれまでにカイロで行った現地調査で得た情報も適宜活用する。

I ムバーラク政権下の民主化と民主化運動

1. ムバーラク政権の民主化政策とその後退
ムバーラクは大統領就任当初、政権の正当性(レジティマシー)の源として「合法性」を重視する政治姿勢を採用し、法による支配を強調した。

また、サーダート(Muhammad Anwar al-Sādāt 在任1970-81年)政権末期の反対派に対する強硬政策の継承ではなく、政治対話に基づく国民的和解を模索したため、1980年代のエジプトでは野党や同胞団などの活動も活発化することとなった[伊能 1993, 156-157; 小杉 1994, 257]。同胞団も人民議会と職能組合の選挙への積極的な参加を開始した[小杉 1994, 248-251; 飯塚 1996, 112-113; Wickham 2002, 183-199; 横田 2005a, 39]。ムバーラク政権が、自由で民主主義的選挙による政権交代を前提とする民主化^(注2)の実現を真摯に志向していたか否かは疑問であるが、同政権下で一定の政治的自由化を伴う民主化政策が進められた。

しかし、1990年代以降、ムバーラク政権の民主化政策はしだいに後退傾向を強めた。同政権が、イスラーム団やジハード団など急進派イスラーム運動の暴力的な反政府活動の活発化、そして同胞団の政治的伸張などによって、体制維持に関してしだいに危機感を強めたためである[長沢 1997, 92]^(注3)。96年の罰則を伴う報道法の制定による報道規制や、99年の政府による社会慈善活動組織への監督を強化する関連法の制定は民主化後退の例として挙げられよう[Sullivan and Abed-Kotob 1999, 130; Fahmy 2002, 123-124; Langohr 2004, 193-197]。政府は同胞団の政治的伸張を抑制するために、職能組合選挙法改正、同胞団メンバーの逮捕、暴力的な選挙介入などの対抗手段をとった[Wickham 2002, 187, 200-202, 215; 鈴木 2001, 40, 48]。また、81年以来続いている非常事態令も依然として解除されておらず、政府による反対派弾圧を容易なものとしている。

このように、ムバーラク政権は1980年代には

民主化政策を進めたが、90年代以降はそれが停滞した結果、エジプトにおける民主化の試みは限定的なものにとどまっている。「行政府の頂点に位置する大統領に権限が集中する政治体制」[伊能 2001, 189]の下、90年代以降、同胞団など反政府運動への弾圧、結党や言論の自由に対する統制、政府による大規模な選挙介入、非常事態令の継続など、民主主義的なルールや手続きが無視される状況が続いている。ムバーラク政権は限定的な政治的自由化と反対派への抑圧政策によって、その権威主義体制を維持してきたといえよう。また、民主化の停滞のなかで、エジプトにおいては、現状への不満とともに、有効に機能しない現行の政党制や既存政党への失望感が強まった。諸野党は、広範な支持基盤を欠いているため、また繰り返される政府の選挙介入のため、少数の議席を獲得するにとどまり、国民の声を十分に代弁することができなかった。また、広範な支持基盤をもつ実質的な最大野党であり、将来的に政権を担い得る組織的力量をもつ同胞団は法的には解散状態であり、合法政党として活動することができなかった。さらに、報道や政治活動の自由など基本的な権利の保障や、民主化実現への要望も人々の間で高まりつつあった^(注4)。

2. 2005年の民主化運動高揚と同胞団

2004年、翌年に実施予定の大統領選挙に向けて、ムバーラク大統領再選のためのキャンペーンが開始されることが国民民主党内で決定された。この決定は、ムバーラクの長期政権に対する不満と民主化実現への要望が高まりつつあったエジプト社会に、波紋を呼び起こすひとつの契機となった。これに対して、最初に街頭デモ

という形で反応したのは、左派活動家を中心に組織された「変革のためのエジプト運動(al-Ḥaraka al-Miṣriyya min Ajl al-Taghyīr)」, 通称「キファーヤ(Kifāya)運動」であった。この運動の登場を契機に、現在に至る民主化運動が始まった^(注5)。キファーヤ運動はムバラク政権の圧制がエジプトの直面するさまざまな問題の根源であるとし、同政権に対する強い反対姿勢を示している。完全な政治改革・憲法改正が必要であるとし、与党国民民主党による権力独占の終焉、非常事態令および自由を制限する諸法の廃止、正副大統領の国民による直接投票と3選禁止、結党・出版・結社の自由、司法監督下での公正な選挙の実施、などを具体的な目標とする[al-Ḥaraka al-Miṣriyya min Ajl al-Taghyīr 2005]。2004年末にカイロ市内で初の街頭デモを組織した同運動は、翌年3月以降、都市部を中心にデモの頻度と規模を急速に拡大させた^(注6)。

民主化運動の高まりのなか、当初静観の姿勢を示していた同胞団も2005年5月以降、多数のメンバーを動員する街頭デモを開始し、先行するキファーヤ運動とも一定の協力関係を保ちつつ民主化運動への合流を果たした。同胞団がエジプト各地で数千人規模の街頭デモを組織したことによって、民主化要求デモの規模は急速に拡大した。政府はこれら民主化運動に対してデモ参加者の逮捕などの弾圧を加えた。メンバーの大量逮捕を受けて、同胞団は釈放要求のデモや集会を頻繁に行い、同胞団の影響力が強い医師職能組合や法律家職能組合などでも、民主化・政治改革を要求する集会が盛んに開催された[横田 2005a, 44-45]

キファーヤ運動の登場から数カ月遅れで民主化要求の街頭行動を始めた同胞団ではあるが、

組織としては、2004年3月の「改革イニシアティブ(Mubādara al-Murshid al-‘Āmma li-l-Ikhwān al-Muslimīn ḥawla al-Mabādi’ al-‘Āmma li-l-Iṣlāḥ fi Miṣr)」の発表時点からすでに民主化要求の政治改革活動を始めており、その街頭行動も継続的な改革活動の一部であるとの見解を述べている[Zayna 2005a]。第7代最高指導者ムハンマド・マフディー・アーキフ(Muḥammad Mahdī ‘Ākif)によって発表された「改革イニシアティブ」は、エジプトにおける包括的改革を目的とするもので、現在のアーキフ指導下の同胞団活動における基本指針となっている。そこでは、人間形成、政治、司法、選挙制度、経済、教育、アズハル機構^(注7)、貧困問題、社会、女性、キリスト教徒・ムスリム間関係、文化、外交、の13分野に関する総計約100項目の改革案が総論的に論じられている[横田 2004, 124-154]。民主化・政治改革については、全18項目に及ぶ改革案が述べられており、すべての改革に優先するものとして位置づけられている。そこでは、基本的な権利と自由の保障、立憲議会制の健全化、適正な法改正と法秩序の実現が、エジプトにおける民主主義確立のために不可欠とされる。

実際に、同胞団がデモや集会で繰り返した非常事態令廃止や政治的自由拡大などの改革要求は、上述の「改革イニシアティブ」文中や同胞団メンバーの発言にも見られる^(注8)。同胞団はエジプト各地で積極的に民主化要求の街頭行動をとった。5月11日、アーキフは「政府との衝突は同胞団の方針ではない」と述べ、同胞団のデモは法的に認められた平和的なものであり、政府との対決を目的とするものではない旨を述べた[al-Sharif 2005b]。同胞団にとって民主化運動高揚は事前に予測できなかった突発的な出来

事であった感は否めないが、同胞団は民主化要求運動を主に自らの改革の主張を訴えかける場として、さらには政府に対して民主化実現への圧力を加えるための手段のひとつとして積極的に行ったと考えられる。

3. 2005年大統領選挙

2005年9月に実施された大統領選挙は、民主化が野党・反政府運動の掲げる争点であるだけでなく、ムバーラク政権にとっても重要な争点のひとつとなったことを示すものであった。同年5月の憲法第76条改正^(注9)によって、エジプト史上初めて複数候補者によって争われることになったこの選挙では、現職のムバーラク、明日党アイマン・ヌール(Ayman Nūr)、新ワフド党ヌウマーン・ジュムア(Nu'mān Jum'a)など合計10名が立候補した。選挙結果は、ムバーラクが有効投票数713万票中88.5%の票を獲得し、再選を果たした。

この選挙では、民主化・政治改革が選挙戦における重要な争点として大きく取り上げられた。例えば、再選を果たしたムバーラクの選挙綱領では、憲法・関連法改正による行政府の権限見直し、議会権限の向上、国民の自由保障、「テロ対策法」制定による非常事態令廃止、司法権独立の保障強化、などの諸政策が掲げられた^(注10)。野党擁立候補のヌールやジュムアらがこのような選挙公約を掲げることは予想されたが、ムバーラクがここまで踏み込んで民主化実現に向けた政治公約を掲げたことは非常に興味深い。民主化運動高揚のなかで、民主化に消極的な政策をとってきたムバーラクにとっても、上記のような公約を掲げることが不可避となった政治状況が反映されていたといえよう。この

後、ムバーラク政権によって多くの民主化政策が論じられ、それに対して野党や同胞団など反対派が異議申し立てをするという構図がしばしば見られる。

なお、同胞団は憲法改正規定により候補者擁立ができなかったが[横田 2005b, 69-70]、選挙戦開始後間もない8月21日、アーキフは「大統領選挙へのムスリム同胞団の立場に関する声明」と題された声明において、メンバー・支持者へ大統領選挙での「自主投票」を呼びかけた[Ikhwān Ūn Lāyn 2005b]。また、声明文では大統領選挙の候補者名が挙げられておらず、同胞団としての支持候補・不支持候補は明示されていない。しかし、「圧制者」を支持することや「腐敗者」・「独裁者」と協力することは同胞団としてはあり得ないと述べていること、および声明の各所でムバーラク政権下の非常事態令や政党法などが批判されていることから、ムバーラク不支持を間接的に述べていることは推測できる。実際に、アーキフは、選挙期間中にムバーラク不支持に幾度か言及した[Halawi 2005; al-Hayā 2005]。

II 2005年人民議会選挙とムスリム同胞団

1. 主要政党・政治勢力の選挙準備

大統領選挙後、エジプトの政党・政治勢力は11月に始まる人民議会選挙の準備に向けて活発に動き出した。与党国民民主党では、ムバーラク大統領の次男ジャマール・ムバーラク(Jamāl Mubārak)が局長を務める政治局を中心に選挙綱領が作成された。その選挙綱領は、「新思考と未来への架け橋」のスローガンの下、①失業対策・雇用創出、②国民の生活水準向上、③自由と民主主義の強化、④外交、の4部から構成さ

れ、最後に結語が付されている^(注11)。その内容は大統領選挙においてムバーラクが掲げた公約を発展させたものであった。最も紙幅が割かれているのは生活水準向上にかかわる公約で、失業対策・雇用創出と合わせて全体の半分以上を占めている。一方、エジプト政治の重要争点の民主化にかかわる自由と民主主義の強化の公約は、全体の1割強にすぎない。その内容を概観すると、地方自治の強化、議会の権限向上、政党・職能組合の役割強化、女性の政治参加促進、司法権の独立と権限向上、テロ対策と国民の権利保障、表現の自由保障、について述べられている。ムバーラクが大統領選挙において制定を唱えた新たな「テロ対策法」については、ここでも現行の非常事態令に代わるものとして考えられている。国民民主党は全222選挙区に各2名、合計444名を公認候補者として擁立することを決定し、本格的な選挙戦に乗り出した。

一方、諸野党・政治勢力の間では、選挙協力の模索が行われ、10月8日に「変革のための国民戦線(al-Jabha al-Waṭaniya li-l-Taghyīr)」が結成された。この戦線には、新ワフド党、統一進歩国民連合党、アラブ民主主義ナセル主義党、2000年以降活動禁止中の社会主義労働党、未認可のワサト党とアラブ尊厳党、キファーヤ運動、同胞団など11の主要野党・反政府運動が結集した。同戦線の代表者には「民主的変革のための国民連合(al-Tajammu' al-Waṭani li-l-Taḥawwul al-Dimuqrātī)」^(注12)代表のアズィズ・シドキー(‘Azīz Ṣīdqī)元首相が選ばれ、スポークスマンには新ワフド党のジウムアが就任した。同胞団運営のウェブサイト『同胞団オンライン』によれば、同戦線の設立目的は第1に「真の民主主義」を確立すること、第2に人民議会選挙にお

いて国民民主党に対抗するために候補者統一リストを作成することであった[Ikhwān Ūn Lāyn 2005c]。しかし、統一進歩国民連合党と同胞団との対立に見られるように[Zayna 2005b]、反ムバーラク・反国民民主党のみを理由とする反政府勢力の集結という感も否めなかった。

また、国民戦線は設立当初から二つの問題に直面した。第1の問題は、アイマン・ヌールの率いる明日党が新ワフド党との対立のために不参加となったことである。大統領選挙で次点となった実績を有するヌールの明日党の不参加は、国民民主党への批判票の分散を引き起こしかねない問題であった。第2の問題は、同胞団が独自候補擁立を主張し、統一リストへの参加を見送ったことである。国民戦線にとって、草の根レベルの強固な支持基盤を有する同胞団の協力が不完全であることは大きな問題であり、実際にいくつかの選挙区において同胞団候補者との重複も見られた。同胞団幹部アブドゥルムンイム・アブー・フトゥーフ(‘Abd al-Mun‘im Abū al-Futūḥ)は、同胞団が独自候補擁立の方針を堅持した理由として、国民戦線結成の数カ月前にすでに候補者約150名の選定・リスト作成が終了しており、同戦線との完全な名簿統一は困難であるためと述べた[Howeidy 2005b]。同胞団が完全協力をできないながらも国民戦線に参加した理由としては、限定的ではあるが諸野党との協力によって選挙を少しでも有利に進める目的のほかに、同胞団が繰り返し主張してきた民主化推進諸勢力との協力姿勢[Zayna 2005a]を示すこと、さらには選挙後の議会内協力に向けての戦略などが挙げられよう^(注13)。

2. 同胞団の人民議会選挙への参加

前節で取り上げた「改革イニシアティブ」にも示されているように、同胞団にとって人民議会選挙への参加は最も重要な活動のひとつである。同胞団は1984年から人民議会選挙に参加しており、サラフ・アブー・イスマーイール(Şalāh Abū Ismā'īl)の活動に見られるように[飯塚 1993, 55-60]、議会をシャリーア(sharī'a: イスラーム法)施行推進活動の拠点として重視してきた。法の枠内で非暴力の活動に従事する同胞団にとって、議会への進出はシャリーア施行・イスラーム国家樹立という組織目標実現のための最重要活動のひとつとされる(注14)。また、同胞団の基本方針である漸進的・段階的な改革主義[al-Bannā 1992, 177-178, 359-360]に従えば、個人、家庭、社会を経て、最終段階である国家のイスラーム化の実現手段として議会活動が位置づけられるといえよう。

最近の同胞団でも、シャリーア施行とそれによるイスラーム国家樹立のための拠点として議事を重視する発言がしばしば見られる。例えば、アーキフは、「選挙参加はわれわれの使命の一部である。……(中略)……それはエジプト人の覚醒実現を目的とする〔包括的な〕使命を遂行するためのものである」と述べている[al-Sharīf 2005c]。2005年10月12日に開催された同胞団主催のイフタル(断食明けの食事)のパーティーでアーキフは、エジプトは歴史的に重大な局面に差し掛かっており、この時機に選挙へ参加することは全国民の義務であるとし、祖国エジプトの利益を目指すあらゆる政党・政治勢力と協力する用意があると述べた[*Risāla al-Ikhwān* 2005, 3]。また、アーキフは同胞団運営ウェブサイト『同胞団オンライン』上で、「なぜわれわれ

は選挙に挑むのか」と題した声明において、選挙参加の必要性について次のように述べている。「人民議会や他の諸議会、職能組合、諸市民組織への進出によって同胞団が目指す目標は、最終的にはイスラーム国家の樹立であり、そこではムスリム・非ムスリムを問わずすべての人にとっての善(khayr)が実現される。……(中略)……それゆえ、同胞団は国中に善を広めるために、あらゆる分野において活動すると決意した」[‘Ākif n.d.]

同胞団は今回の人民議会選挙においても、1987年人民議会選挙以来の代表的なスローガンである「イスラームこそ解決(al-Islām Huwa al-Hall)」を掲げた。同胞団事務局長マフムード・イッザト(Maḥmūd ‘Izzat)は『同胞団オンライン』において、このスローガンを掲げる理由について「同胞団と改革の方法」という全3回に及ぶ論考を発表した[‘Izzat 2005a, 2005b, 2005c]。それによれば、イスラームは生活のすべての諸相を対象とする包括的なものであり、そこには改革のためのあらゆる方法が示されている。それゆえ、「イスラーム的改革(al-Islāh al-Islāmī)」に従って改革を進めるのが最良の選択肢かつ義務であり、イスラームの教えに基づかない改革はどの分野においても脆弱であるため、同胞団は「イスラームこそ解決」のスローガンを掲げ、イスラーム的改革を追求してきたと説明する。

次に、同胞団が発表した人民議会選挙綱領について概観する。この選挙綱領は、復興(nahḍa)、開発(tanmiya)、改革(iṣlāh)の3部構成となっており、それに序文が付されている(注15)。

選挙綱領の序文では綱領全体の準拠枠として、「イスラーム的権威(al-marja’iyya al-Islāmiyya)」と「民主主義的メカニズム(al-āliyyāt al-

dimuqrāṭiyya)」を挙げる。同胞団選挙綱領によれば、それは選挙や議会など有益な民主主義のシステムを堅持しつつ、シャリーア施行を目指すものとされる。また、同胞団の目指す民主主義はシャリーアに示されるイスラームの教えに基づくことが述べられている。例えば、イスラームの基本的な教えである人間の尊厳の保障は、圧制・抑圧・差別などを排し、国民の自由・平等・諸権利を保障する「真の民主主義」を実現する基礎であるとされている。そこには、次のような構図を指摘できよう。ムバーラクと国民民主党は、非常事態令の存続や反対派への弾圧に示されるようにイスラームの教えに基づく政治を行っていないため、「真の民主主義」を実現することができない。一方、シャリーアを施行し、イスラームの教えに基づく政治を目指す同胞団であれば、これまで実現されなかった民主化・政治改革を達成できる。すなわち、シャリーア施行を行うか否かが、「真の民主主義」実現の可否を左右するとされている^(注16)。

また、イスラームの教えに基づいた改革方法を採用しなければならない理由としては、第1に、それが適切な人間形成とすべての者の尊厳や自由を保障するものであり、第2に、祖国エジプトに正義などの価値をもたらすのみでなく不正・圧制を拒絶するものであり、第3に、議会などの諸機関の代表を選出する際に人々の要望を尊重するシューラー(協議)の原則を定めるものであるためと述べている。

同胞団の人民議会選挙綱領の復興の部では、①自由・人権・国民の権利、②価値・文化・人間形成、③女性、④情報・メディアに関する同胞団の見解・目標について、エジプトの現状ではどれもが満足のゆく段階にはないとされ、国

家が十分に責任を果たさなければならないことが述べられている。基本的な自由と権利は改革の前提条件であり、生活水準の向上、教育と労働の権利保障、住環境の整備、社会保険サービスの充実、女性の権利向上、特別の支援を必要とする者への援助、国民に対する国家の責任の明確化、などが強く求められている。

開発の部では、政治・経済・社会の分野について包括的な開発が志向されている。開発の部の冒頭で総論的な目的・政策・戦略が述べられている。目的については、①公正・自由・平等の実現、②エジプトの自給能力向上、③国民への主要必需品供給の保障、④インフレ抑制・失業対策を伴う財政・経済改革、が挙げられている。開発政策策定の基本として、①政治・経済・社会などあらゆる分野における均衡のとれた発展、②国内資源を活用する自主的開発、③人間開発、④民間組織の活用、が指摘されている。開発戦略としては、①国内基盤整備、②国家による大局的・包括的計画の策定、③アラブ・イスラーム諸国との発展的統合、が示されている。そして、これらの総論に続いて、工業、農業、建設業、教育・研究の各分野の発展の目的・政策・戦略がそれぞれ詳細に述べられている。

改革の部では、政治、経済、社会の各分野における改革のために具体的方策が提示されている。政治分野では、①政治的自由の達成、②地方行政改革、③市民組織支援、④外交政策、が取り上げられ、全37項目の改革案が記されている。そこでは、イスラームの諸原則の下で共和制・議会制・立憲制・民主制国家制度の堅持を唱えつつ、シャリーアの原則に反さない形での三権分立、複数政党制、公正な選挙による平和的政権交代、非常事態令など抑圧的な諸法の廃

止・改正による民主化実現など、政治分野に関する包括的・具体的な主張が述べられている。経済分野では、民主主義の不在と非常事態令の継続のために富と権力が一部に集中していると現状を分析し、さらに失業問題、物価上昇、財政赤字、累積債務、未整備の投資環境といった深刻な問題にエジプトは直面していると結論づけている。その解決のために、全7項目の改革案が示されている。社会分野については、①社会保障・年金制度、②保健制度・環境対策、に焦点が定められ、全13項目の改革案が示されている。

また、同胞団では、この選挙綱領は第I節で言及した「改革イニシアティブ」との連続性のなかで捉えられている^(注17)。『同胞団オンライン』編集長アブドゥルジャリール・シャルヌービー(‘Abd al-Jalil al-Sharnūbī)は、「同胞団は…(中略)…包括的な選挙綱領を提示したが、それは2004年3月に最高指導者[アーキフ]が発表した同胞団の『改革イニシアティブ』に由来するものである」とし、「改革イニシアティブ」の総論的な諸提言が選挙綱領という形で具体化されていると述べた[Ikhwān Ūn Lāyn 2005d]

3. 人民議会選挙の実施と結果

今回の人民議会選挙では、与党国民民主党、諸野党、同胞団メンバーを含む無所属候補者など約5000名が、計3次の投票において444議席(全国222選挙区からそれぞれ2名を選出)を争った^(注18)。同胞団は法的には非合法状態にあるので、女性候補者を含む137名を無所属候補として擁立した[Howeidy 2005d]^(注19)。同胞団は「イスラームこそ解決」のスローガンを掲げて選挙戦に臨んだ。立候補予定者が大量逮捕された

1995年選挙や約6000名が逮捕された2000年選挙と比較して、この選挙で同胞団はかつてない活動の自由をもって選挙活動に臨むことができたと言われるが、その背景の一つとして民主化運動高揚による政治環境の改善を指摘することもできよう。

第1次投票(第1回投票11月9日、決選投票11月15日)はカイロ、ミヌーフィーヤ、ベニー・スウィーフ、ミンヤー、アシュート、マトルーフ、新ワーディーの各県で行われた。第1次投票の結果、同胞団が34議席を獲得する躍進を遂げ、大きな驚きをもって受け止められた。投票は概して大きな混乱もなく行われたが、選挙結果をめぐって一部で混乱が見られた。ギザ市ドッキ選挙区では、同胞団候補者ハーズィム・アブー・イスマーイール(Hāzīm Abū Ismā’īl)の得票に関して不正行為が行われたとして、同胞団メンバーが街頭デモを組織し、治安部隊との衝突で逮捕者も発生した。

第2次投票(第1回投票11月20日、決選投票11月26日)はアレキサンドリア、ブハイラ、イスマーイーリーヤ、ポート・サイド、スエズ、カルユービーヤ、ガルビーヤ、ファイユーム、キナーの各県で行われ、同胞団は第1次投票に続き42議席を獲得する躍進を遂げた。しかし、投票当日にはアレキサンドリアなど各地で同胞団と国民民主党の支持者の間で衝突が発生し、多数の同胞団メンバーが逮捕された。

第3次投票(第1回投票12月1日、決選投票12月7日)はダカハリヤ、シャルキーヤ、カフル・シャイフ、ダミエッタ、スーハージュ、アスワン、紅海、北シナイ、南シナイの各県で実施された。同胞団は当次選挙において12議席の獲得にとどまったが、この背景には政府による

選挙介入が激化したことが一因として挙げられよう。カフル・シャイフやダカハリヤなどで同胞団と国民民主党の支持者の間で死者を伴う激しい衝突が発生し[Sami 2005], 数百名の同胞団メンバー・支持者が逮捕された。同胞団幹部のアブー・フトゥーフは政府の介入強化の理由として、政府にとって予想外の同胞団の躍進を指摘した[el-Menshawy 2005]

選挙結果は、国民民主党311議席、新ワフド党6議席、統一進歩国民連合党2議席、明日党1議席、無所属112議席(同胞団系88議席、その他24議席)であった。なお、全投票における投票率は26.2%であった。既存政党が与野党とも議席数を減少させるなかで、同胞団は17議席を獲得した前回選挙と比べて約5倍の議席を獲得する躍進を遂げた[Meital 2006, 257-279]。これは、同胞団副最高指導者ムハンマド・ハビーブの約50議席という事前予想[Howeidy 2005c]を大きく超える結果であった。一方、野党の後退は顕著であり、明日党党首ヌールなど多くの有力政治家が落選した。統一進歩国民連合党のリファト・サイドは、同党が59名の立候補者を立てながら2議席の獲得のみに終わった要因について、国民民主党と同胞団の間で双方から「攻撃」を受けたためと説明した[*al-Ahram Weekly* 2005]。また、同党からは、資金面で国民民主党と同胞団に敗北したとする声や、同胞団と政府間の密約の存在を指摘する声も聞かれた[Farag 2005]

Ⅲ ムスリム同胞団の議会活動

1. 2006年政府声明に対する同胞団の議会内論争

人民議会選挙が終了して間もなく新たな人民

議会が招集された。この会期ではまず、「政府声明(Bayān al-Hukūma al-Jadīda amāma Majlis al-Sha'b)」をめぐって与党国民民主党と諸野党・同胞団との間で激しい論争が行われた。2006年1月30日、ナズィーフ首相は内閣の今後の行政政策の基本方針を示すものとして、「政府声明」を人民議会で発表した[al-Hay'a al-'Āmma li-l-Isti'lāmāt 2006]。その内容は、経済、教育、保健、社会保障、民主化・政治改革、外交に大きく分けられる。このなかで最も紙幅を与えられているのは経済政策で、投資拡大とそれによる雇用創出など国民民主党の人民議会選挙綱領に沿った内容となっている。一方、民主化・政治改革に割かれた紙幅は全体の1割に満たない。政府声明は2006年3月22日、人民議会において賛成352票、反対102票で可決された。同胞団は野党とともに反対票を投じた。この政府声明に対して同胞団内で行われた議論は、同胞団の目指す民主化・政治改革の一端を示すものとして興味深い。

政府声明では、ムバーラク大統領のイニシアティブによって憲法改正などの民主化への試みが進められてきたとして、政府はそれに応える形でさらなる政治改革と民主化実現に向けて努力する旨が述べられている。そして、政府の政策が目指す目標として次の10点が挙げられている。①思想、性別、信仰、宗教による区分のない全エジプト人の平等と市民権の強調。②政党、市民団体、女性の役割強化。③現在の経済状況に適した憲法改正。④議会による政府監督強化。⑤内閣の権限強化。⑥非常事態令に代わる新たな「テロ対策法」の制定。⑦地方分権促進。⑧司法権強化・改革。⑨拘留に関する刑法改正。⑩知的所有権の法による保護。おおむね、

ムバーラクの大統領選挙綱領，国民民主党の人民議会選挙綱領に従った内容である。

政府声明の発表後，人民議会ではこれを審議するための特別委員会が設立されたが，同胞団や野党のみならず与党内からも批判の声が上がった。国民民主党議員スブヒー・サーリフ (Şubhî Şalîh) は，司法権の独立保障のような民主主義の諸理念に対する言及が少ないとし，政府は政治改革に真摯に取り組んだことは一度もないと批判した。また，同胞団議員フサイン・イブラーヒーム (Ḥusayn Ibrāhīm) も，表現や政党活動の自由といった諸権利について言及が少ない空虚なスローガンにすぎないと批判した [Essam el-Din 2006]

同胞団内では政府声明について議論が繰り返されたが，最終的に同年3月21日の記者会見で承認を拒否する声明が出された。同胞団が議会活動について不定期で発行するウェブ・マガジン『会派ニュース (Akhbār al-Kutla)』第3号では，同胞団会派代表ムハンマド・サアド・カタートウニー (Muḥammad Sa'd al-Katātñī) のコメントが掲載されている^(注20)。彼の政府声明に対する批判は大きく二つの理由からなる。第1の理由は，目標・手段・達成期限など方法論に関するもので，政府声明は全般的に不明瞭であり，正確かつ詳細な目標，現実的な手段，明確な達成期限など開発計画の基本要素を著しく欠いていると批判した。第2の理由は，内容に関するもので，政治改革，憲法改正，政権交代，結党の自由，出版の自由，外交政策，雇用，医療，環境，物価上昇など政府が取り組むべき多数の問題が欠落していると批判した。特に，政治関連の政策への言及が少数で軽視されているとし，それは政府が掲げてきた政治改革からの後退を

示しているとの懸念を述べた。また，カタートウニーは，非常事態令について，自由にに基づく人間形成と包括的な真の発展のためにはその廃止が不可欠であるとし，また自由を制限し支配と圧制を支えるような代替法の制定反対を訴えた。さらに，司法権の強化と独立保障，立法権の行政権からの独立強化，「真の民主主義」による政権交代などの民主化・政治改革は人々が望むものであるとし，「この〔エジプト〕社会の自由を窒息させようとする」政府の声明には賛成できないとした。同胞団は政府声明に掲げられた民主化・政治改革への諸政策は人々の要望に十分に応えていないとして，政府声明へ反対票を投じる決定を下したのである。

2. 民主化・政治改革関連法案に対する同胞団の議会内論争

人民議会では，政府声明の他にも民主化・政治改革に関する法案についてさまざまな議論が行われた。2005年の大統領選挙と人民議会選挙において，ムバーラクと彼の率いる国民民主党は民主化の実現を公約として訴えた。その選挙公約が実行されるか否かは，今後のムバーラクの政権運営のみならず，エジプト政治の将来にも大きな影響を与えられ考えられる。特に，前節でも言及した非常事態令の見直しはエジプトの政治状況を変化させる契機となり得る。ムバーラク政権下ではこれまで，反政府運動，特に同胞団への弾圧の法的担保として，非常事態令が適用されてきたためである [Wickham 2002, 215]

2006年4月30日，人民議会はナズィーフ首相による非常事態令延長の提案について，賛成287票，反対91票でこれを可決した^(注21)。これ

により、非常事態令は2008年5月31日まで、あるいは新たな「テロ対策法」が制定されるまで延長されることとなった。同胞団は非常事態令延長に対して「非常事態にノー(Lā li-l-Ṭawāri)」のスローガンの下で反対活動を行った^(注22)。議決当日の審議で、同胞団議員のカタートゥニーは、「25年もの間、非常事態令は人権の後進状況と権利・自由の侵害の主要因」であり、「現行刑法にはエジプトをテロから守ることのできる諸条項がある」として、民主化の阻害要因である非常事態令廃止と、同趣旨の代替法制定に反対を表明した。また、新ワフド党のマフムード・アバーザ(Maḥmūd Abāza)も「自由を侵害する非常事態令」への反対を述べた[Sharbī 2006]。これに対して国民民主党の側からは、非常事態令は毒薬のようなものだが、病気の治療のためには時にはそれを使わなければならないとして、非常事態令延長を認める声が上がった。

政府はこの延長提案の理由として、2006年4月24日にシナイ半島のリゾート地ダハブで発生した爆破事件などによる治安状況の悪化を挙げた[ʿAbd al-ʿAl and Zayna 2006] ^(注23)。それまでも、同胞団、諸野党、キファーヤ運動などの反政府運動は、政府がテロ事件を口実に民主化運動への抑圧姿勢を強め、民主化への動きを減速させるのではないかとの懸念を示していた。その懸念のとおり、ダハブでの爆破事件によって非常事態令は延長され、その見直し議論は先送りされることとなった。

また、2006年2月、同年前半に実施が予定されていた地方人民議会選挙の2年間延期案が人民議会で審議された。政府の説明では、この延期は大統領選挙でムバーラクが掲げた地方分権促進の公約に合致するように地方人民議会制度

を改革するためであり、新たな関連法の制定には2年の期間が必要とされた[*al-Sharq al-Awsaf* 2006]。これに対して、同胞団・野党などは民主化実現を妨げるものであるとして強く反対した。同胞団議員たちは同月18日に記者会見を開催し、国民民主党は「多数者による独裁」によって祖国の公益のためではなく、自党の利益のために行動していると批判した。また、2年間延期の理由について、新法の準備が理由ではなく、人民議会選挙における同胞団躍進や2006年パレスチナ立法評議会でのハマース勝利に対するムバーラク政権の恐れが最大の理由であると述べた[Sahāba 2006] ^(注24)。2005年5月に改正された憲法第76条の立候補要件に照らし合わせれば、現時点で同胞団は大統領選挙への出馬可能性を有している^(注25)。同胞団は大統領選挙での立候補要件である人民議会議員数65議席を超える88議席を有しており、今後選挙が予定される地方人民議会とシューラー(諮問)議会^(注26)で規定議席数を獲得すれば大統領候補者を擁立できる。それゆえ、予定されていた地方人民議会選挙は大きな注目を集めていた。同胞団・野党など102名の議員はこの延期提案に反対票を投じたが、賛成多数をもって可決された。

2006年6月には司法権法改正、同年7月には報道法改正という重要法案の審議も行われた。司法権法の改正は、ムバーラクや国民民主党の選挙綱領にも掲げられている政治改革公約のひとつであった。6月26日に人民議会を通過した新司法権法では、裁判官からの多数の要求のうち主に二つの要求が反映された。すなわち、司法省からの財政的独立と、検事総長の司法大臣からの独立であった。ただし、後者については、任命権は依然として大統領に残された。同胞団

議員は、裁判官たちの要求が十分に反映されていない改正でありまたムバーラク大統領の選挙綱領に反する改正であるとし、受け入れがたい内容であると非難した[Muhammad 2006]^{注27}。

また、報道法と関連刑法の改正をめぐっても審議は紛糾した。争点となったのは公職者に対する名誉毀損に関する条項であり、当時の現行法では最高2年の懲役刑と5000～2万エジプト・ポンドの罰金刑が定められていた[Sullivan and Abed-Kotob 1999, 130 ; Fahmy 2002, 123-124]。改正案では懲役刑はそのままに、罰金の上限を1万5000～4万エジプト・ポンドに上げようとする内容であった。これに対して、ジャーナリストらは報道の自由を侵害する改正であると激しく反発し、ストライキ実施や新聞発行停止によって対抗した。同胞団や野党の議員はジャーナリストらに同調して、抗議行動をとった。7月10日、ムバーラク大統領による懲役刑撤廃を求める人民議会への介入によって、最終的に懲役刑を削除した新たな報道法が制定された。しかしながら、依然として罰金刑規定は残されており、さらなる報道の自由を求める声は依然としてジャーナリストの間で根強い[Shaheb 2006]。

以上、民主化・政治改革関連法案に対する同胞団の批判について概観した。そこでは、同胞団が「改革イニシアティブ」や選挙綱領に掲げられた民主化実現を目指して、人民議会選挙以降再び権威主義的な性格を強めたムバーラク政権の民主化政策に対する異議申し立てを行っている。その一方で、同胞団は88議席を擁する実質的な野党第一党ではあるが、人民議会で絶対多数3分の2以上を占める国民民主党に対して、「多数者による独裁」を克服できず、その目標を十分に実現できていないという状況を指摘する

こともできよう。

IV ムスリム同胞団の民主化運動と政治参加の目的

1. 同胞団の非合法状態脱却の試み

本稿ではこれまで、2005年のエジプトにおける民主化運動高揚、同胞団の人民議会選挙への参加や民主化・政治改革に関する議会内活動について概観した。本節ではこれを踏まえ、同胞団が民主化運動や政治改革に積極的に取り組む理由、同胞団の人民議会選挙における躍進の要因について検討する。これらの問題を検討する上で重要となってくるのが、本稿でもすでに何度か触れた同胞団の非合法状態の継続である。

同胞団は1954年にナセル(Jamāl 'Abd al-Nāṣir)によって非合法化されて以来、現在に至るまで解散・非合法状態に置かれ続けている^(注28)。70年代にサーダート政権下で復活を遂げた後も、サーダート、ムバーラク両政権は同胞団の活動を黙認しつつも、強固な大衆的基盤を有する同胞団が政治勢力として勃興することを警戒して、合法化の手続きだけはとっていない。ここで注意しなければならないのは、現在の同胞団の活動すべてが非合法とみなされていない点である。実際に、今日のエジプトでは同胞団に関係する多数の諸組織は法的にその活動を認められている^(注29)。しかし、それらは非合法組織である同胞団内の一組織として行うことが法的には許されず、公式には同胞団とは別の組織として活動している。現在の同胞団は、非合法の同胞団本体(指導部)と合法的な関係諸組織から構成されている。

このように同胞団は関係組織を指導部の公式

な指導下に置くことができず、政治・社会勢力として活動しきれないという限界性を抱えている〔小杉・横田 2003, 58-59; 横田2004, 69-159〕。また非合法状態の継続は、同胞団が反政府的な行動をとった際に、政府がその活動を非合法組織に係属するものであるとして弾圧するための担保にもなっている(注30)。特に1990年代以降、同胞団の法的脆弱性はその活動における大きな障害となっている。また、非合法ゆえに合法政党を結成できないという現状もしばしば同胞団内で重要な問題とされてきた。

同胞団の民主化運動や政治改革への積極的な取り組みは、この非合法状態からの脱却の試みのひとつとして考えることができる(注31)。民主化に向けての諸政策が促進されることによって、同胞団が抱える最大の問題である非合法状態からの脱却の可能性が高まる可能性があるからである。同胞団が行っている一連の街頭デモでは、非常事態令の廃止、政治的自由や権利の保障、さらには人権の保障、などが主張されている。デモにより民主化への圧力を加え、その結果としていっそうの政治的権利・自由を獲得することができれば、それは同胞団の非合法状態からの脱却に大きく寄与するものとなるであろう。民主化圧力によりエジプトの政治状況を改善すること、すなわち現ムバラク政権の権威主義的な性格を緩和することによって、自らの政治的活動の自由を拡大し、さらには合法化を可能とする政治状況の醸成を目指すという同胞団の戦略を指摘できる。従来からの主張である「真の民主主義」を実現するためにも、また自らの非合法状態を解消するためにも、民主化・政治改革を求める運動を同胞団は積極的に推進していると考えられる。

2005年前半に同胞団が本格的な街頭デモに乗出すことを促した要因としては、まずキファール運動による民主化要求デモがすでに成功を収めていた状況が挙げられよう〔横田 2005a, 46〕。また、ムバラクの「宗教政党という形でなければ、同胞団の政治参加を歓迎する」〔Şalāh 2005〕という発言や、「同胞団と私の間には敵意は存在しない」〔Ikhwān Ūn Lāyn 2005a〕という発言から、同胞団は政府の抑圧政策の緩和を読みとり、街頭デモを実行する好機と判断したとも考えられる。民主化圧力の高まりのなかでこれらの発言がなされたことに鑑み、同胞団は自らも民主化運動に合流してさらに圧力を高めることで、合法化に向けてさらに有利な状況を作り出すという戦略をとったのではなかろうか。

同胞団の積極的な政治参加の理由も、同じく民主化に向けての諸政策の促進による非合法状態からの脱却という戦略のなかで考えられよう。人民議会選挙に参加して議席を得ることは、組織目標として掲げるシャリーア施行のための重要拠点の獲得であるのみならず、民主化・政治改革推進の活動に最も適した議会という場に活動基盤を獲得することでもある。政府声明や非常事態令延長などに対する同胞団の反対も、非合法状態からの脱却に寄与する民主化への動きを停滞させないという方針がその基礎となっている。全議席の約20%を獲得した現在、民主化推進のための議会内活動は、民主化要求の街頭行動とともに、同胞団の重要な活動となっている。さらに、同胞団にとって人民議会選挙への参加は、民主化実現や自由・権利の保障などの組織目標を選挙綱領に具体化し、選挙活動を通じてそれを広く人々に訴えかける重要な機会でもあった。88議席を獲得した選挙結果をみれ

ば、同胞団は選挙活動を通じて自らの主張する民主化への取り組みなど改革の諸理念・提言の訴えかけに成功したといえよう。また、同胞団の政治参加を促した内部要因としては、民主化・政治改革実現を最優先の目標として掲げる「改革イニシアティブ」が現在の同胞団の基本方針とされたことが挙げられよう。「改革イニシアティブ」では目標実現のために実際の行動をとる必要性が強調されており、各種選挙への積極的な関与もその一端として位置づけられる。

次に、同胞団の人民議会選挙での政治的伸張の主な要因であるが、選挙の後半を除いて政府による強力な介入が行われず、同胞団がこれまでにない自由な選挙活動を実施することができたこと、および同胞団支持者がこれまでと比べて自由に投票行動を行えたことが挙げられよう。「社会運動組織の資源動員力は当局や委任された社会統制機構(例えば警察)によっても影響される。当局と統制機関……(中略)……の持つ抑圧能力(通常、社会統制と呼ばれる)や資源動員能力はたいへんな重要性」[マッカーシー・ゾールド 1989, 34]をもち、これまでの人民議会選挙における政府介入は同胞団の獲得議席数に大きな影響を与えてきた。人民議会選挙の前半では政府介入が抑制された結果、同胞団は長年の社会活動によって築き上げた広範な大衆の基盤を十分に活用できたと考えられる。強力な支持基盤を有さない諸野党が議席数を減らしたのとは異なり、強固な支持基盤を有する同胞団は議席を増加させた。また、このような政治環境が継続することは、社会において多元的に展開する同胞団の諸活動間の関係強化に寄与するものであり、指導部の下で公式に諸活動を統括できない同胞団の構造的矛盾を緩和する可能性をも

つものでもあろう。

また、同胞団幹部アブドゥルハミード・ガザリー(‘Abd al-Ḥamid al-Ghazālī)は、比較的自由な投票が行われた結果、同胞団が従来の支持票に加えて与党国民民主党への批判票を取り込めたことを躍進の一因とした^(注32)。エジプト国民の間で根強い既存の政治制度や政党に対する不満票が野党ではなく、新たな政治参加を進める同胞団へ期待票として集まったとも考えられよう。また、選挙戦において政府に対する異議申し立てを比較的自由に行えたことも、国民民主党批判票の取り込みを促進する要因であったと考えられる。

なお、政府が寛容な選挙対策を採用した理由として、アフラム政治戦略研究所のディア・ラシュワーンは、国民民主党有力候補の選挙区から同胞団が立候補を取り下げたことなどを挙げ、政府と同胞団の間の「密約」を指摘した[Essam el-Din 2005]。一方、同胞団では最高指導者アーキフや第二副最高指導者シャールティルが政府との協力・密約はない旨を主張している[Howeidy 2005e; ‘Abd al-Maḥṣūd 2005]。また、『アフラム』紙コラムニストのサラマ・アフマド・サラマ(Salāma Aḥmad Salāma)は、政府の選挙対策について、民主化が実現すれば欧米諸国の利益に反する同胞団の台頭を許す結果となることを欧米諸国に知らしめるための政府のメッセージであると述べた[Essam el-Din 2005]。

2. 現在の同胞団が抱える諸問題

法の枠内での改革活動を重視する同胞団にとって、人民議会におけるプレゼンスの増大は民主化・政治改革への重要な足がかりと位置づけられる。しかしながら、前節で概観した同胞団

の議会活動に鑑みれば、その限界を指摘することもできよう。同胞団は人民議会で20%の議席を保有しているものの、国民民主党が絶対的多数の3分の2以上を占めている状況には変わらない。それゆえ、非常事態令延長や地方人民議会選挙延期といった重要な政府提案を否決することはできなかった。現在のところ、鳥インフルエンザ禍対策案が委員会で採択されたなど一定の成果を収めているものの、重要議題に関しては同胞団が言うところの「多数者による独裁」を克服することはできず、与党に対して反対をするだけの批判勢力になっている感も否めない。2010年の任期までに、有権者の期待に応える結果を残せない場合、次回の議会選挙になんらかの影響を及ぼす可能性も指摘できよう。

非合法状態からの脱却は、依然として同胞団に課された最大の問題となっている。民主化運動高揚のなかで政治的伸張を果たしたが、非合法状態の抜本的な打開にはいまだ至っていない。人民議会選挙に示されるように、統制機関である政府の政策によって組織活動の自由が大きく左右される状況には変化がない。実際に、人民議会選挙以降、同胞団幹部ムハンマド・ムルシー(Muhammad Mursī)やイサーム・イルヤーン(Iṣām al-'Iryān)を含む多数の同胞団メンバーの逮捕や、機関紙『アラブの地平(Āfāq 'Arabiya)』の発行停止処分が行われるなど、政府による弾圧は激しさを増している(注33)。1970年代以降の同胞団は暴力を伴う政府との全面対決回避を基本方針としてきた。このため、非合法状態に置かれ続けながらも、また政府の弾圧を受けながらも、法の枠内での合法的活動によって非合法状態からの脱却が目指されてきた。非合法組織による合法的な活動という一見矛盾

した構図には、同胞団が組織として抱える拘束性ならびに活動の限界性を指摘できよう。

さらに、イスラーム国家樹立を最終目標とする同胞団には、全国民の5~10%を占めるとされるキリスト教徒との関係も重要な課題となっている。同胞団は「改革イニシアティブ」などに見られるように、ムスリム・非ムスリムを問わない国民的結集を繰り返し訴えている。しかし、人民議会選挙中での同胞団躍進に対してキリスト教徒の間で見られた懸念は、キリスト教徒が同胞団へ対して抱く不安の一端を示すものともいえよう[Shahine 2005]

一方、ムバーラク政権も、民主化に向けての諸政策を進めれば同胞団が台頭するというジレンマに悩んでいる。このことは、寛容な選挙対策を採用した第1~2次投票での同胞団の議席数と、介入を行った第3次投票での同胞団の議席数に如実に現れている。同政権にとっては、早急な民主化政策の実施による反政府運動のさらなる高揚や、それに伴う政権基盤の脆弱化は避けなければならない事態であろう。また、選挙における低投票率に示されるような政治的アパシーの強いエジプトにおいて、今後の政治改革によって国民の政治参加を促進し、政治への関心を高めることは、ムバーラク政権の正当性強化のための課題のひとつである。ムバーラクと国民民主党が掲げた民主化実現の公約が、政権維持との兼ね合いのなかで今後いかにして実現されるかは興味深い。

特に、非常事態令の見直しについては、その推移を慎重に見守る必要がある。今後制定が予定される新たな「テロ対策法」が、非合法の反政府運動に対する政府の弾圧を法的に担保するものでなくなる場合、すなわち同胞団を非合

法状態に置き続ける意味を失わせるものとなる場合、ムバーラクは政治システムのなかに同胞団を取り込むことを試みるのか、それとも新たな規制手段を模索するのかが非常に興味深い。一方で、昨今の民主化運動の高揚と過去30年間の同胞団の合法路線に基づく活動を考えれば、政府による同胞団弾圧を担保する「テロ対策法」制定が国民的な合意を得ることは困難であろう。さらに、そのような非常事態の実質的継続は選挙公約履行の成否にもかかわるもので、ムバーラク政権の正当性を弱める可能性をもつ。また、人民議会において20%の議席を有する同胞団を「テロ対策法」の対象とすることは、人民議会の権威に対する疑問を生じさせる可能性があり、ムバーラクと国民民主党が公約として掲げた人民議会の権限強化にも矛盾するであろう。

むすびにかえて

本稿では、民主化運動の高揚、および同胞団の民主化への取り組み、議会選挙への参加、議会活動について概観した。そして、同胞団の民主化への取り組みと政治参加の目的、政治的伸張の要因について検討を行った。

2005年の民主化運動高揚は、それまで困難であった反政府街頭行動を可能とし、野党・反政府勢力に新たな発言の場を与えた。現在では、反ムバーラクのスローガンを声高に唱える街頭デモがしばしば行われており、政府に対して圧力をかけるための手段のひとつとなっている。また、反政府勢力による発言が一定の自由を確保したことで、民主化・政治改革をめぐる議論が盛んに行われ、政府・与党も国民の支持を集

めるために、それに応える政策や選挙公約を発表した。それによってエジプトの民主化への歩みは一定の進展を見せたと評価できよう。しかし、人民議会選挙以降、同胞団の政治的伸張などによって、政府は民主化に対して慎重な姿勢をとっている。民主化政策を進めれば同胞団など反対勢力が伸張するというジレンマのなかで、今後の民主化への取り組みが模索されている。エジプトにおける民主化圧力は依然として根強い。人民議会選挙後半から続く反対派に対する強硬策をこのまま続けることは、自らの掲げた民主化実現の公約を空虚なものとし、政権の正当性を揺るがす可能性もあろう。現在の民主化運動への強硬策を長期にわたって維持することは困難であろう。

また、同胞団にとって、民主化は包括的な改革活動の一部であると同時に、非合法状態の継続という自らの法的脆弱性を克服するために重要な活動である。アーキフ指導下の同胞団による昨今の政治参加もその一環として位置づけられよう。同胞団は2005年人民議会選挙で議席を大幅に増やした。選挙後半で政府介入が見られたものの、政府への批判票が同胞団の議席増として投票結果に反映されたことは、同国における政治多元主義の促進やより統合された機能的な民主主義の実現にも一定の影響を与えるであろう。また、同胞団は法の枠内での活動を中心とする現行の活動方針にさらに自信を深めたであろう。だが、絶対多数を占める国民民主党との対立から、人民議会で十分な活動を行っているとは言い難い状況にある。同胞団の非合法状態はいまだ続いており、政府の政策によって組織活動が左右されるという状況にも変化はない。一方、政府にとっても、議席の20%を獲得

した同胞団を非合法状態に置き続けることは、現行議会制度への疑問を生じさせかねない問題となっている。

エジプトでは今後も民主化が重要な争点のひとつであり続けるであろう。政府が、政権基盤維持と正当性確保との間でいかなる民主化政策を模索するのか、そして同胞団が非合法状態からの脱却を目指していかなる民主化運動を進めるのかは、エジプト政治の将来を考える上で重要な要素となろう。

(注1) 同胞団は、1928年にスエズ運河地帯の都市イスマーイーリーヤにおいて、ハサン・バンナー(Hasan al-Bannā 1906-49年)を中心に創設された。バンナーは大衆社会化が進みつつあった当時において、社会の実態に相応した思想形成と組織化に成功し、同胞団は20世紀前半に急速な発展に成功した。40年代後半には、当時人口約2000万人のエジプトにおいて、およそ2000の支部、50万人のメンバーおよび同数の支持者を擁する同国最大の政治的・社会的結社となったとされる。50～60年代には、ナセル大統領による弾圧が行われ、この時期に同胞団は「解体」したと考えられた。しかし、70年代のイスラーム復興高揚のなかで組織再建に成功し、「復活」を遂げた。現在でも、同胞団は多様な社会奉仕活動、さらには人民議会や職能組合への進出を行うなど、エジプトにおける最も有力なイスラーム運動として広範な活動を行っている。

(注2) 例えば、リンスとステパンは、「選出された政府を生み出す政治的手続きについて十分な合意があり、自由な普通選挙の直接的な結果によって政府が権力の座に就き、この政府が事実上、一連の新しい政策をつくる権限を有し、また新しい民主主義によって生まれた行政・立法・司法の権力が、法律上、他の諸機関と権力を共有する必要がない場合に、民主主義への移行は完了する」[リンス・ステパン 2005, 21]と定義している。また、ハンチントンは「候補者が自由に票を競い合い、しかも実際にすべての成人が投

票する資格を有している公平で公正な定例の選挙によって、その最も有力な政策決定者集団が選出される20世紀の政治システムを、民主主義的なものと定義する」[ハンチントン 1995, 7]シュンペーター学派に従って、「民主化過程における決定的な点は、自由で公開の公正な選挙において選出された政府がこの方法を選択しなかった政府に取って代わることである」[ハンチントン 1995, 8-9]と述べている。

(注3) また、al-Awadi(2004, 196-197)は、ムバーラク政権下の民主化後退の理由として、1980年代に「合法性」や政治的民主化に依拠していた政権の正当性が、90年代に財界・経済界との協力や民営化推進などの経済改革、それによってもたらされる経済成長に依拠するものに変化したと指摘する。

(注4) このような世論を示すものとしては[Shukrallah 1994; Fergany 1994; Khalil 1998]を参照。

(注5) 「キファーヤ運動」の通称は、メンバーが街頭デモに際して唱える「ムバーラクはもう十分(キファーヤ)」というスローガンに由来している[横田 2005a, 41-43; Meital 2006, 267-272]

(注6) 2005年前半の民主化運動高揚の要因としては次の点を挙げることができる。第1に、同年が大統領選挙と人民議会選挙を控えた年であったこと。特に前者については、2月にムバーラクによって複数候補制選挙が提案され、エジプト国内で活発な議論が行われた。第2に、2000年のパレスチナでの第2次インティファダや2003年のイラク戦争の勃発に際して、無許可デモが盛んに行われ、街頭行動への規制が緩和されたこと。特に、それまで考えられなかった反ムバーラク・デモがキファーヤ運動によって実施されたことは、他の運動や野党に新たな活動の選択肢を示すこととなった[横田 2005a, 43] また、明日党党首アイマン・ヌールが主張するようにアメリカによる民主化圧力も国外的要因として挙げられよう[Howeidy 2005a]

(注7) カイロ市内にあるモスク、ウラマー組織、大学、中・高校、法学委員会、教導組織、出版局、図書館などからなる学術・教育機構。スンナ派最大のウラマー集団を擁し、国際的な権威も高い。

(注8) 2005年1月5日、アーキフは『同胞団オンライン』において、民主主義の下での憲法改正や非常事態令の廃止などについて主張している[al-Sharif 2005a]

(注9) この改正により、人民議会が指名する単独の大

- 統領候補を国民投票で承認するという手続きが、複数候補者に対する直接投票制に変更された[横田 2005b, 69-70]。
- (注 10) ムバーラクの選挙綱領は国民民主党ウェブサイトに原文が掲載されている (<http://www.mubarak2005.com/arabic/ElecProgram.asp>)。他の有力 2 候補の選挙綱領は [横田 2005b, 73-74] を参照。
- (注 11) 国民民主党選挙綱領については、同党運営ウェブサイト上に原文が掲載されている (http://www.ndp.org.eg/Parlimant_Elections/Election_program_complete.asp)。
- (注 12) 「民主的変革のための国民連合」は、ナセルおよびサーダート政権下で閣僚・首相を務めたスィドキーら元政治家を中心に、政府と国民との間の仲介者として、さらなる民主化を促進させることを目的として 2005 年に設立された運動である [横田 2005a, 48]。
- (注 13) 実際に、同胞団は選挙後の人民議会での審議において、諸野党・反政府系無所属議員との協調を重視し、協力体制をとっている [Howeidy 2005e; Salim 2005]。
- (注 14) 2005 年 11 月 30 日、筆者がカイロ大学構内にて行った同胞団幹部アブドゥルハミード・ガザリー ('Abd al-Ḥamid al-Ghazālī) へのインタビュー。また、[al-Hudaibi 2000, 25-27] も参照。
- (注 15) 『同胞団オンライン』で全文検索が可能。本稿もこれを用いる (<http://www.ikhwanonline.com/data/baralman2005/program.htm>)。
- (注 16) 国民民主党の選挙綱領と比較すると、いくつかの共通する公約が見られ、特に経済分野でそれが顕著である。アーキフは公約の類似性を認めた上で、エジプトの利益にかなうのであれば、国民民主党との協力も可能であると述べた [Salim 2005]。本稿が焦点を定める政治分野については、両者とも民主主義の手続きとルールを守り、民主化を実現することを掲げており、各論においては共通する部分もある。しかし、非常事態令に関する記述などそれぞれが目標とする改革の程度と、総論部分でのイスラームとシャリーアの位置づけについては、両者間に差異がうかがえる。
- (注 17) 例えば、アーキフは選挙後の 12 月 8 日に『同胞団オンライン』で発表した「ムスリム同胞団の政治改革計画について」と題する声明で、「改革イニシアティブ」から議論を始めて、選挙での主張、今後の改革計画に至るまでの説明を行っている。彼がしばしば言及する「改革イニシアティブ」の出発点としての重要性がここでは確認されているといえよう [ʿĀkif 2005]。
- (注 18) この人民議会選挙の実施要領などについては、エジプト情報省運営ウェブサイト内のガイドブックを参照 [al-Hay'a al-ʿĀmma li-l-Isti'lāmāt 2005]。なお、今回の人民議会選挙では司法による監視とともに NGO など市民組織による監視も実施された。
- (注 19) 当初、同胞団は 150 名以上の候補者を擁立する予定であった。なお、10 月末時点で『同胞団オンライン』上で候補者として名前が挙げられていた人数は 164 名であった (<http://www.ikhwanonline.com/data/baralman2005/ikhwan.htm>)。
- (注 20) 同胞団は議会活動広報のために、『会派ニュース』(全 5 号) というウェブ・マガジンの発行を当会期中に不定期で行った。このマガジンは、『同胞団オンライン』の議会活動のカテゴリー内に掲載されている (<http://www.ikhwanonline.com/data/info/kotla.htm>)。
- (注 21) 反対票が野党・野党系議員の議席数を下回っているが、これは統一進歩国民連合党のボイコットなど野党系議員の欠席があったためである [ʿAbd al-ʿĀl and Zayna 2006]。
- (注 22) 例えば、『同胞団オンライン』では非常事態令反対の特集が組まれた [Ikhwān Ūn Lāyn 2006b]。
- (注 23) この事件に対する同胞団の非難声明については、2006 年 4 月 25 日の「ダハブでの爆発に関する同胞団声明」を参照 [Ikhwān Ūn Lāyn 2006c]。
- (注 24) また、2006 年 2 月 16 日に発表された「エジプト地方議会選挙延期に関する同胞団声明」も参照 [Ikhwān Ūn Lāyn 2006a]。
- (注 25) 同胞団はこれまで大統領選挙への立候補者擁立を否定している [Howeidy 2005c]。
- (注 26) 1980 年に設置された諮問機関。憲法改正、条約、法案についての意見を大統領および人民議会に提出する。定員は 264 名で、3 分の 1 は大統領が任命し、残りは選挙で選出される。
- (注 27) 同法改正について詳しくは、[Howeidy 2006] を参照。
- (注 28) 現在にまで至る同胞団の解散・非合法状態は、1954 年 1 月の政党禁止令適用を端緒とする。前年に政党解散令が施行された際、同胞団は宗教組織としてこの法令を適用されなかったが、ナセル内閣は同

令を同胞団へ適用し、同胞団の解散・非合法化を公表した。その後、革命政権内での権力闘争によって同胞団の一時復活が容認されたが、54年10月に同胞団メンバーが行ったとされるナセル暗殺未遂事件によって再び激しい弾圧を受け、活動が著しく停滞した[Mitchell 1969, 125-162 ; 山根 1986, 77-79 ; 小杉 2006, 250-254]

(注29) 例えば、イスラーム医療協会(al-Jam'īya al-Tibbiya al-Islāmiya)は、1964年法第32号に基づいて、医療奉仕活動を目的とする民間慈善団体として社会問題省に登録された。設立と認可登録に際しては、同胞団メンバーのアフマド・マルト(Ahmad al-Malt)が中心的な役割を果たした。また、アブドゥルムニム・アブー・フトゥーフら同胞団メンバーが同協会の運営評議会に名を連ねており、同協会の活動を指導している。

(注30) 例えば、2005年5月の同胞団幹部イサーム・イルヤーン逮捕は、その典型的な例であろう。イルヤーンが同胞団メンバーであることは周知のことであるが、彼の逮捕容疑は非合法組織である同胞団と関わりをもったという疑いであった。

(注31) 非合法状態からの脱却の他の方策としては、同胞団の合法政党化というより直接的な試みが挙げられる。しかし、宗教政党設立を禁じる現行政党法の下ではその実現可能性は低く、現指導部も政党認可申請を行うことには消極的である[Howeidy 2005e]。実際に、元同胞団メンバーを中心とする「ワサト党(Hizb al-Wasat)」の3度にわたるこれまでの認可申請はすべて却下されている[Stacher 2002 ; Wickham 2004 ; Norton 2005 ; Rumayh n.d.]

(注32) 2005年11月30日、筆者がカイロ大学構内にて行ったガザーリーへのインタビュー。

(注33) 『アラブの地平』紙は、公式には自由党の機関紙であるが、同胞団が同紙に出資を行い、事実上の機関紙として発行していた[横田 2004, 74-76]。同紙の発行停止処分をめぐる議会での審議については[<http://www.ikhwanonline.com/data/info/kotla/002.doc>]を参照。

【文献リスト】

日本語文献

飯塚正人 1993. 「現代エジプトにおける2つの『イスラーム国家』論」伊能武次編『中東諸国における政治経済変動の諸相』アジア経済研究所 47-71.

1996. 「ムスリム同胞団と新世代エリート エジプトの復興運動のゆくえ」小杉泰編『イスラームに何がおきているか 現代世界とイスラーム復興』平凡社 100-117.

伊能武次 1993. 『エジプトの現代政治』朔北社.

2001. 『エジプト 転換期の国家と社会』朔北社.

小杉泰 1994. 『現代中東とイスラーム政治』昭和田.

2006. 『現代イスラーム世界論』名古屋大学出版会.

・横田貴之 2003. 「行動の思想, 思想の実践

バンナーとクトゥブ」小松久男・小杉泰編『現代イスラーム思想と政治運動』(イスラーム地域研究叢書) 東京大学出版会 39-62.

鈴木恵美 2001. 「2000年エジプト人民議会選挙 無所属候補当選現象にみる与党・国民民主党批判」『現代の中東』No.31(7月)38-55.

長沢栄治 1997. 「エジプト」日本国際問題研究所編『中東諸国における民主化と政党・政治組織の研究』日本国際問題研究所 91-96.

ハンチントン, S.P.(坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳)

1995. 『第三の波 20世紀後半の民主化』三嶺書房.

マッカーシー, ジョン, メイヤー・ゾールド(片桐新自訳)1989. 「社会運動の合理性理論」塩原勉編『資源動員と組織戦略 運動論の新パラダイム』新曜社 21-58.

山根学 1986. 『現代エジプトの発展構造 ナセルの時代』晃洋書房.

横田貴之 2004. 「現代エジプトにおける大衆のイスラーム運動 ムスリム同胞団の思想と実践」京都大学アジア・アフリカ地域研究研究科.

2005a. 「エジプトにおける民主化運動 ムスリム同胞団とキファアヤ運動を中心に」『中東研究』第489号(7月)37-52.

2005b. 「2005年エジプト大統領選挙 初めての複数候補制選挙の試み」『中東研究』第490号(10月)68-83.

リンズ, J. A. ステパン(荒井祐介・五十嵐誠一・上田太郎訳)2005. 『民主化の理論 民主主義への移行と定着の課題』一藝社.

外国語文献

- al-Awadi, Hesham 2004. *In Pursuit of Legitimacy : The Muslim Brotherhood and Mubarak, 1982-2000*. London and New York : Tauris Academic Studies.
- al-Bannā, Ḥasan 1992. *Majmū'a Rasā'il al-Imām al-Shahīd Ḥasan al-Bannā*. Cairo : Dār al-Tawzī' wa-l-Nashr al-Islāmīya.
- Fahmy, Ninette S. 2002. *The Politics of Egypt : State-Society Relationship*. London and New York : Routledge Curzon.
- al-Ḥaraka al-Miṣrīya min Ajl al-Taghyīr 2005. *Naḥwa 'Aqd Ijtimā'ī-Siyāsī Jadīd*. Cairo : s.n.
- al-Hudaibi, Muhammad M. 2000. *The Principles of Politics in Islam*, 2nd ed. Cairo : Dār al-Tawzī' wa-l-Nashr al-Islāmīya.
- Langohr, Vickie 2004. "Too Much Civil Society, Too Little Politics : Egypt and Liberalizing Arab Regimes." *Comparative Politics* 36(2)(January): 181-204.
- Makram-Ebeid, Mona 2001. "Egypt's 2000 Parliamentary Elections." *Middle East Policy* 8(2)(June): 32-44.
- Meital, Yoram 2006. "The Struggle over Political Order in Egypt : The 2005 Elections." *Middle East Journal* 60(2)(Spring): 257-279.
- Mitchell, Richard P. 1969. *The Society of the Muslim Brothers*. London : Oxford University Press.
- Norton, Augustus Rishard 2005. "Thwarted Politics : The Case of Egypt's Hizb al-Wasat." In *Making Muslim Politics : Pluralism, Contestation, Democratization*. ed. Robert W. Hefner, 133-160. Princeton & Oxford : Princeton University Press.
- Risāla al-Ikhwān* 2005. Editorial, October 14.
- Rumayh, Ṭal'at. n.d. *al-Wasat wa al-Ikhwān*. Cairo : Markaz Yāfā li-l-Dirāsāt wa-l-Abḥāth.
- Stacher, Joshua A. 2002. "Post-Islamist Rumblings in Egypt : The Emergence of the Wasat Party." *Middle East Journal* 56(3)(Summer): 415-432.
- Sullivan, Denis J. and Sana Abed-Kotob 1999. *Islam in Contemporary Egypt : Civil Society vs. the State*. Boulder & London : Lynne Rienner.

Wickham, Carrie Rosefsky 2002. *Mobilizing Islam : Religion, Activism, and Political Change in Egypt*. New York : Columbia University Press.

2004. "The Path to Moderation : Strategy and Learning in the Formation of Egypt's Wasat Party." *Comparative Politics* 36(2)(January): 205-228.

オンライン文献

- 'Abd al-'Āl, Majdī and 'Abduh Zayna 2006. "al-Barlamān al-Miṣrī Yumaddidu Qānūn al-Ṭawārī' li-Mudda Ḥammayni." *al-Sharq al-Awsat*(<http://www.aawsat.com/details.asp?section=4&issue=10016&article=360870>) May 1.(2006年9月1日閲覧)
- 'Abd al-Maḥsūd, Yāsīn 2005. "al-Shāṭir : Lam Nunassiq ma'a al-Ḥukūma wa 'Alāqatunā bi-Jabha Qawīya." *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=15278&LevelID=1&SectionID=0>) October 27.(2006年9月1日閲覧)
- al-Ahram Weekly* 2005. Editorial (<http://weekly.ahram.org.eg/2005/773/eg4.htm>) December 15-21.(2006年8月6日閲覧)
- 'Ākif, Muḥammad Mahdī 2005. "Ḥawla Mashrū' al-Siyāsī al-Islāhī li-l-Ikhwān al-Muslimin." *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=16561&SectionID=213>) December 8.(2006年9月1日閲覧)
- n.d. "Limādhā Nakhūdu al-Intikhābāt." *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/data/baralman2005/why.htm>) n.d.(2005年11月2日閲覧)
- Essam el-Din, Gamal 2005. "Reality Hits Hard." *al-Ahram Weekly*(<http://weekly.ahram.org.eg/2005/769/eg3.htm>) November 17-23.(2006年9月1日閲覧)
2006. "Political Reform Tops Agenda." *al-Ahram Weekly*(<http://weekly.ahram.org.eg/2006/786/eg6.htm>) March 16-22.(2006年7月20日閲覧)
- Farag, Fatemah 2005. "Political Wastelands." *al-Ahram Weekly*(<http://weekly.ahram.org.eg/2005/771/eg9.htm>) December 1-7.(2006年7月20日閲覧)
- Fergany, Nader 1994. "Charting Untrodden Ground." *al-Ahram Weekly*(<http://weekly.ahram.org.eg/archives/1994poll/charting.htm>) December 29-January 4, 1995.(2006年8月6日閲覧)
- Halawi, Jailan 2005. "When Boycott Means Vote." *al-*

- Ahram Weekly*(<http://weekly.ahram.org.eg/2005/757/eg12.htm>) August 25-31.(2006年7月20日閲覧)
- al-Hayā 2005. “al-Jamā’a Tad’ū al-Miṣrīyīn ila-l-Mushāraka fi-l-Intikhāb.” *al-Hayā* (http://www.daralhayat.com/arab_news/nafrica_news/08-2005/Item-20050821-da573457-c0a8-10ed-00c7-49e4eb65e715/story.html) August 21. (2006年9月1日閲覧)
- al-Hay’a al-Āmma li-l-Isti’lāmāt 2005. “Dalīl al-Nākhīb li-Intikhābāt Majlis al-Sha’b 2005.” *al-Hay’a al-Āmma li-l-Isti’lāmāt*(<http://www.sis.gov.eg/PDF/Ar/Politics/041208000000000010001.pdf>) n.d.(2006年7月20日閲覧)
2006. “Naṣṣ Bayān al-Ḥukūma al-Jadīda amāma Majlis al-Sha’b.” *al-Hay’a al-Āmma li-l-Isti’lāmāt* (http://www.sis.gov.eg/Ar/Politics/Executive/r_gov/040410000000000001.htm) n.d.(2006年9月1日閲覧)
- Howeidy, Amira 2005a. “People Here Are Moving Too.” *al-Ahram Weekly*(<http://weekly.ahram.org.eg/2005/748/eg8.htm>) June 23-29.(2006年10月18日閲覧)
- 2005b. “United They Stand?” *al-Ahram Weekly* (<http://weekly.ahram.org.eg/2005/764/eg5.htm>), October 13-19.(2006年7月20日閲覧)
- 2005c. “Taking Their Chance.” *al-Ahram Weekly* (<http://weekly.ahram.org.eg/2005/767/eg5.htm>), November 2-9.(2006年8月6日閲覧)
- 2005d. “The MB Conundrum.” *al-Ahram Weekly* (<http://weekly.ahram.org.eg/2005/768/eg8.htm>), November 10-16.(2006年8月6日閲覧)
- 2005e. “We Take Nobody’s Permission.” *al-Ahram Weekly*(<http://weekly.ahram.org.eg/2005/773/eg5.htm>) December 15-21(2006年8月6日閲覧)
2006. “The Battle Is Not Over.” *al-Ahram Weekly* (<http://weekly.ahram.org.eg/2006/801/fr2.htm>) June 29-July 5.(2006年9月1日閲覧)
- <http://www.ikhwanonline.com/data/baralman2005/ikhwan.htm> (2005年10月30日閲覧)
- <http://www.ikhwanonline.com/data/baralman2005/program.htm> (2005年11月1日閲覧)
- <http://www.ikhwanonline.com/data/info/kotla/002.doc> (2006年8月8日閲覧)
- <http://www.ikhwanonline.com/data/info/kotla.htm> (2006年8月8日閲覧)
- <http://www.mubarak2005.com/arabic/ElecProgram.asp> (2006年8月6日閲覧)
- http://www.ndp.org.eg/Parlimant_Elections/Election_program_complete.asp (2006年1月15日閲覧)
- Ikhwān Ūn Lāyn 2005a. “Mubārak : Laysa baynī wa bayna Ikhwān ‘Adā’.” *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=11823&LevelID=1&SectionID=0>) April 26.(2006年9月4日閲覧)
- 2005b. “Bayān bi-Sha’n Mawqif al-Ikhwān al-Muslimīn min al-Intikhābāt al-Ri’āsiya.” *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=13842&SectionID=356>) August 21.(2006年7月20日閲覧)
- 2005c. “Jubha Waṭaniya Wāhida Taḍummu al-Ikhwān wa al-Mu’arāḍa.” *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=14896&LevelID=0&SectionID=1>) October 8.(2006年7月20日閲覧)
- 2005d. “al-Sharnūbī : al-Jamāhīr Ikhtārat Barnāmaj al-Ikhwān al-Muslimīn.” *Ikhwān Ūn Lāyn* (<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=15738&SectionID=0&Searching=1>) November 10.(2006年8月8日閲覧)
- 2006a. “Bayān min al-Ikhwān al-Muslimīn bi-Khuṣūs Ta’jīl Intikhābāt al-Maḥalliyāt al-Miṣriya.” *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=18038&SectionID=212>) February 16.(2006年8月6日閲覧)
- 2006b. “Lā li-l-Ṭawāri’.” *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=19820&LevelID=1&SectionID=0>) April 22.(2006年8月8日閲覧)
- 2006c. “Bayān min al-Ikhwān al-Muslimīn ḥawla Tafjīrāt Madīna Dahab.” *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=19878&SectionID=212>) April 25.(2006年9月2日閲覧)
- ‘Izzat, Maḥmūd 2005a. “al-Ikhwān wa Manāhij al-Isḫāh (1/3)” *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=14817&LevelID=1&SectionID=0>) October 3.(2006年9月10日閲覧)
- 2005b. “al-Ikhwān wa Manāhij al-Isḫāh (2/3)” *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=14863&LevelID=1&SectionID=0>)

- October 6.(2006年9月10日閲覧)
- 2005c. "al-Ikhwān wa Manāhij al-Is̄lāh(3/3)" *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=15043&LevelID=1&SectionID=0>) October 16.(2006年9月10日閲覧)
- Khalil, Nevine 1998. "Listening to the Masses." *al-Ahram Weekly*(<http://weekly.ahram.org.eg/1998/397/eg2.htm>) October 1-7.(2004年11月20日閲覧)
- el-Menshawy, Mustafa 2005. "Change in Tactics." *al-Ahram Weekly*(<http://weekly.ahram.org.eg/2005/772/eg7.htm>) December 8-14.(2006年7月20日閲覧)
- Muḥammad, 'Abd al-Mu'izz 2006. "al-Kutla Tuḥammilu Aghlabīya al-Waṭanī wa Idāra al-Barlamān Awzār Qānūn al-Sulṭa al-Qaḍā'īya." *Ikhwān Ūn Lāyn* (<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=21512&SectionID=250>) June 27.(2006年9月2日閲覧)
- Saḥāba, Muḥammad 2006. "Nuwwāb al-Ikhwān : Ta'jīl Intikhābāt al-Maḥallīyāt Yu'aṭṭīlu al-Dīmuqrāṭīya." *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=18069&SectionID=250>) February 18.(2006年3月7日閲覧)
- Ṣalāh, Muḥammad 2005. "Mubārak Yaḥsimu Tarshīhah ba'da Ta'dīl al-Dustūr wa Yulammiḥu ilā Ṣafḥa Jadīda ma'a <al-Ikhwān al-Muslimīn>." *al-Hayā* (http://www.daralhayat.com/arab_news/nafrica_news/04-2005/Item-20050426-802568d8-c0a8-10ed-0005-2a81ee61000f/story.html) April 27.(2006年9月12日閲覧)
- Salīm, Hamdī 2005. "Mahdī 'Ākif Murshid Ikhwān Miṣr : Ladaynā Akbar Tanzīm fi-l-Dunyā." *al-Sharq al-Awsat*(<http://www.aawsat.com/details.asp?section=4&issue=9875&article=337761>) December 11.(2006年7月20日閲覧)
- Sami, Salonaz 2005. "Dying to Vote." *al-Ahram Weekly* (<http://weekly.ahram.org.eg/2005/772/eg8.htm>) December 8-14.(2006年7月20日閲覧)
- Shaheb, Shaden 2006. "Limited Victory." *al-Ahram Weekly*(<http://weekly.ahram.org.eg/2006/803/fr2.htm>) July 13-19.(2006年7月20日閲覧)
- Shahine, Gihan 2005. "What Copts Fear?" *al-Ahram Weekly*(<http://weekly.ahram.org.eg/2005/772/eg13.htm>) December 8-14.(2006年9月2日閲覧)
- Sharbī, Ṣāliḥ 2006. "al-Ikhwān wa al-Mu'āraḍa : al-Ṭawāri' Sabab Takhallufinā wa Maṣdar Intihāk al-Ḥurrīyāt." *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=19998&SectionID=250>) April 30.(2006年9月13日閲覧)
- al-Sharīf, Muḥammad 2005a. "'Ākif : al-Ikhwān ma'a Ta'dīl al-Dustūr fi Zīll al-Dīmuqrāṭīya." *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=10089&SectionID=356>) January 5.(2006年9月2日閲覧)
- 2005b. "'Ākif : al-Thawra Laysat min Mufradāt al-Ikhwān." *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=12079&LevelID=2&SectionID=0>) May 11.(2006年9月4日閲覧)
- 2005c. "'Ākif : al-Intikhābāt Juz' min Risāla al-Ikhwān." *Ikhwān Ūn Lāyn*(<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=15083&LevelID=1&SectionID=0>) October 18.(2006年9月12日閲覧)
- al-Sharq al-Awsat* 2006. Editorial (<http://www.aawsat.com/details.asp?section=4&issue=9941&article=348392>) February 15.(2006年7月20日閲覧)
- Shukrallah, Hani 1994. "Yes to pluralism, no to violence." *al-Ahram Weekly*(<http://weekly.ahram.org.eg/archives/1994poll/yesss.htm>) December 29-January 4, 1995.(2004年11月20日閲覧)
- Zayna, 'Abduh 2005a. "Mahdī 'Ākif li-<al-Sharq al-Awsat> : Lasnā Ahl al-Thawra... wa Lā Maṣlaḥa lanā fi Suqūṭ al-Nizām." *al-Sharq al-Awsat* (<http://www.aawsat.com/details.asp?section=3&article=298875&issue=9662>) May 12.(2006年8月6日閲覧)
- 2005b. "Aḥzāb al-Mu'āraḍa al-Miṣrīya Tatajāwazu al-Azma ma'a al-Ikhwān wa al-Tajammu' wa Tu'linu Tashkīl Jabha Muwaḥḥada li-l-Intikhābāt al-Muqbila." *al-Sharq al-Awsat* (<http://www.aawsat.com/details.asp?section=4&issue=9812&article=327361>) August 9.(2006年9月2日閲覧)

(よこた たかゆき/(財)日本国際問題研究所研究員)